



JAL不当解雇撤回ニュース

No422号 2015.01.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

「スト権を確立したら、二次破綻させる」 管財人発言は、無責任の極み

1月22日不当労働行為裁判控訴審 組合側意見陳述・田二見乗員組合委員長

労働組合が提案した解雇回避策を
ことごとく拒否した会社

2010年1月19日の更生手続き開始以降、乗員組合は、通勤基準、勤務基準、賃金制度など重要な労働条件の切り下げ提案に対し、合意したうえで労使協議を続けていました。

2010年9月27日に、人員削減施策について、希望退職により削減目標未達の場合には整理解雇を行う前提での整



理解雇人選基準が会社から一方的に示されました。対象となった組合員は白紙の勤務割りにより仕事を一切与えられず、希望退職に応じなければ解雇されるという状況に追い込まれました。乗員組合は、人員削減の必要性には合意するが、削減の方法については整理解雇以外の手法で達成されるべきであるとして、具体的な解雇回避策をいくつも提示し、粘り強く交渉を重ねました。組合提案の一例としては、解雇する代わりにその人数分の人件費を全運航乗務員の賃金減額によって相殺するといったものでしたが、全て“債権者の理解が得られない”の一言で拒否されました。

組合への慎重な話し合いで、
一致団結した体制づくり

こうした会社の頑なな姿勢に対し、争議権（スト権）を早く確立すべきだという組合員の声もありましたが、当然ながら慎重な意見もありました。執行部は2010年11月1日以降、1週間以上にわたり連日の集会を開いて、のべ1000人以上の組合員に、なぜ今この時期にスト権を確立するのか説明し、組合大会、投票開始と慎重に手続きを一つずつ進めていきました。また、仮にスト権が確立したとしても、労働関係調整法37条の届け出を行うかどうか、実際にストを構えるか、あるいは更に進んでストを実施するかといった各段階では、やはり慎重に組合内の団結状況を確認しながら進める必要がありました。一人ひとりの組合員が執行部の方針に納得し一致団結した体制で臨まないと、簡単に団結は崩れてしまい、組合としての力を失ってしまうからです。

争議権の確立は、労使対等な立場で
交渉し解決を図るためのもの

当然のことですが、ストライキの目的はあくまで要求の実現であり、スト権を確立した後に労使対等な立場で交渉し解決を図ることにあります。たとえ100%の回答が得られなくとも、組合はそ

れまでの会社の対応や、その時の情勢などを踏まえ、方針を慎重かつ柔軟に決定します。
ところが今回のように、スト権確立のための一般投票の段階で、「スト権を確立したら出資しない」と最大級の報復で返されては、対等な労使交渉は成り立ちません。

管財人の「出資できない」で混乱 投票中止は苦渋の決断だった

問題の事務折衝の直後より、加藤管財人代理はじめ会社組織から一斉に発言内容が「機構の決定事項」として周知され、職場は混乱しました。組合から、機構の正式な見解であれば正式に文書で提示することを求めましたが、機構からは理由もなく拒否されました。このことに組合は不信感を感じましたが、機構の担当者が正式な見解として「出資出来ない」と断言している以上、組合員の不安を完全に取り除くことは不可能でした。これ以上、職場の混乱が続くと、本来の目的である解雇撤回を実現するための基礎となる組合員の団結まで失われてしまうという判断から、乗員組合は争議権投票を中止しました。まさに苦渋の決断でした。



機構の正式な見解と言いながら、 切れ端に書かれた走り書きだった

裁判の過程で様々な事実が明らかになりました。なかでも飯塚氏が作成したメモ（甲 25 号証）には驚きました。内閣総理大臣はじめ主務大臣の了解のもとに開始された日本航空の再建手続きを白紙に戻すに等しい「機構の見解」であるにもかかわらず、ビリビリに破かれたノートの切れ端に書いたメモを読み上げただけで、正式な文書にもしなかったのはなぜなのか、まったく理解でき

ません。

また飯塚氏は、メモの中で筆跡の違う「支援を撤回」という箇所について、誰が書いたのか「覚えていない」、自分の字か「分からない」、同席していた加藤管財人代理が書いたのかどうかも「覚えていない」と証言しました。機構の正式な見解を、機構以外の誰かと相談しながら書いたかのようです。さらに、文書化を拒否したのも飯塚氏の独断であったことが判明しました。

不当労働行為と認定した 地裁判決で職場は納得

組合は、証人尋問の内容を、飯塚氏のメモのコピーとともにニュースにして、繰り返し全運航乗務員に配布しました。東京地裁の判決は、職場にとって納得できる結論と内容でした。公正中立な立場と信じていた管財人が行った、いわば“争議権を確立したら日本航空を破たんさせる”と公式に断言した行為が、いかにでたらめなものであったかが、よくわかりました。

管財人の発言は、解雇強行に邪魔な 争議権をつぶすための恫喝であった

一審でも陳述した通り、本件発言がなければ投票中止の判断は有り得ないことでした。発言の目的は、解雇を強行するうえで邪魔になる争議権を早い段階でつぶしておくための恫喝であったとしか考えられません。

貴裁判所において、あらためて不当労働行為が断罪されることを切望いたします。



注：見出しは編集部で付けました。